

事業者の一方が解約告知に依つて協約を終了せしめ得
べかりし場合に於ては其の脱退組合員は所定の時期
に解約告知の意思を表示することに依り協約の効力
を免るゝことを得

第五條 労働協約の効力を受くる労働者の數其の地域
に於ける同種の職業又は産業に従事する労働者七
割以上を占むるに至りたるときは地方労働審判所は
當事者一方の申請に依り協約の効力を其の地域に於
ける同種の職業又は産業一般に及ぶべき旨の命令を
發することを得

命令は之を官報其の他適當なる方法を以て公示すべ
し

命令を變更又は廢止したるとき亦同じ

前項の労働者數が七割に達せざる場合と雖も其の五
割に達し且關係産働者の同意ありたる場合には之を
七割に達したるものと看做すことを得

第六條 労働協約に違反する當事者又は當事組合の組
合員に對しては地方労働審判所は其の相手方の申請
に依り罰金を科することを得

罰金の最高額は協約に別條の定なき限り産働者組合
に對しては〇圓産働者に對しては〇圓労働組合に對
しては〇圓とす

第七條 労働協約の存續期間は〇年を超ゆることを得
か但し更新を妨げず